

第9回

横須賀市景観審議会

議事録

横須賀市都市部景観推進課

第9回横須賀市景観審議会

- 1 日 時 平成20年5月19日(月) 13:30から17:00
- 2 場 所 横須賀市役所消防局3階第2会議室
- 3 議 案
- (1) 横須賀市景観計画の変更について(報告) ……公開
 - (2) 平成20年度景観推進事業について(報告) ……公開
 - (3) 横須賀市景観条例の見直しについて(審議) ……公開
 - (4) 横須賀市景観計画の変更について(審議) ……公開
 - (5) 平成19年度景観条例・景観法運用状況について(報告) ……公開
 - (6) 平成19年度景観審議会専門部会議事案件について(報告) ……非公開
 - (7) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について(報告) ……非公開
- 4 出席者
- | 委 員 | | 事務局職員 | |
|---------|-----|----------|-------|
| ・加藤 隆夫 | 委員 | ・景観推進課長 | 丸茂 勉 |
| ・国吉 直行 | 委員 | ・景観推進課主査 | 平井 毅 |
| ・小林 正美 | 委員 | ・景観推進課主任 | 土屋 文代 |
| ・住岡 和枝 | 委員 | ・景観推進課主任 | 近藤 明 |
| ・諏訪 芳朗 | 委員 | | |
| ・曾根 幸一 | 委員長 | | |
| ・富澤 喜美枝 | 委員 | | |
| ・吉田 慎悟 | 委員 | | |
- 5 傍 聴 人 なし
- 6 議事要旨 次のとおり

○事務局（平井）

初めに景観推進課長よりご挨拶を申し上げます。

○丸茂景観推進課長

本日は景観条例の見直しと、新たな景観計画の変更について諮問をさせていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○事務局（平井）

①委員の交代について報告。

湯澤正信委員が退任、小林正美委員が就任。

②専門部会長は、国吉直行委員・横浜市立大学国際総合科学部（ヨコハマ起業戦略コース）特別契約教授が就任。

③会議開催の前に、委員の出席状況を報告する。委員9名中、8名が出席しているので、横須賀市景観審議会規則第3条第2項の規定により、審議会が成立していることを報告する。

④議事5までは公開、議事6からは非公開。

⑤配布資料の確認をする。

資料1 : 横須賀市景観計画の変更について
別添資料（横須賀市景観計画、くりはま花の国眺望点パンフレット、
景観重要道路パンフレット）

資料2 : 平成20年度景観推進事業について

資料3 : 横須賀市景観条例の見直しについて（審議）

資料4 : 横須賀市景観計画の変更について（審議）

資料5 : 平成19年度景観条例・景観法運用状況について
別添資料（国際海の手文化都市よこすか景観賞受賞集）

資料6 : 平成19年度横須賀市景観審議会専門部会議事案件

当日、配布資料：横須賀市景観計画と景観条例のあらまし・委員名簿

本日の議事進行は、曾根委員長に進行をお願いする。

○曾根委員長

それでは、第9回横須賀市景観審議会を開催する。

では、議事（1）の横須賀市景観計画の変更について（報告）事務局より説明をしてください。

資料（1）および別添資料の「くりはま花の国眺望点」「うみかぜの路景観重要道路」パンフレットをご覧ください。

今回の「横須賀市景観計画」の変更は、本市の良好な景観形成を推進するため新たに次の2つの事項を追加した。

一つ目は、「くりはま花の国眺望点および眺望景観保全基準」、二つ目は「うみかぜの路景観重要道路」である。

委員からの意見は、背景の丘陵地の緑や市街地として影響のある建築行為についても面的に配慮していくという姿勢を示す必要があると意見を頂いた

景観重要公共施設は、JR 横須賀駅から県立観音崎公園までの約10kmを指定。国、県、市、それぞれの管理者と協議し、同一整備基準作りを行なった。2月の告示で4月1日から運用している。道路管理者以外に東京電力、バス事業者等の占有者、また警察からも協力要請し、同意の回答を得た。

○曾根委員長

ただいまの事務局の報告に対し、ご意見、ご質問があればご発言ください。

○小林委員

パブリックコメントのプロセスで市民の意見はどのようなものがあったのか。

○事務局（平井）

頂いた意見は数件であったと記憶している。「もっと厳しい基準でも良い」。また、地元説明会を実施した際に、町内会長から、B地区で31mの高さ制限の緩和を使って、マンション計画があるが、マンション計画を肯定するための業者よりの基準ではないかとの意見もあった。

うみかぜの路景観重要公共道路では、積極的に適切な維持管理に努めてもらいたいと支援する意見をいただいたが、直接的な反対意見はなかった。

○事務局（平井）

既存不適格物件の扱いについて、委員長から指摘を受けてきたところであるが、最終的には、眺望を改善するため、可能な限り遵守するよう努力規定をパブリックコメント後に追加し、議会の承認も得ている。

○国吉委員

眺望保全基準の建築物等の高さ制限と各地区のベースとなる高さを確認したい。

○事務局（平井）

A 地区は第3種高度地区の最高限度は31mである。緩和をされた場合の高さは無制限である。眺望景観保全基準の高さは31mである。

B 地区は、第2種高度地区の最高限度は20mで、緩和をされた場合、1.5倍の30mとなる。眺望景観保全基準の高さは20mとなる。

C 地区は、第1種高度地区の15mで、緩和をされた場合、1.5倍の22.5m、眺望景観保全基準の高さは22.5mである。

D 地区は、第2種高度地区の20mで、緩和をされた場合、1.5倍の30mである。眺望景観保全基準の高さは30mである。

○国吉委員

A, B地区が高さの抑制に機能しているということによろしいか。

○事務局（平井）

その通りである。

○曾根委員長

うみかぜの路は道路施設の色彩の誘導を行なっていると思うが、その他の沿道施設の色についても適用できるか

○事務局（平井）

景観重要公共道路の手続きでは無理。ただし、市では市内プロジェクト構想の1万メートルプロムナード構想で道路施設、港湾施設、公園と沿道施設については、色彩協議要綱を活用しながら誘導していきたい。

○曾根委員長

うみかぜの路景観重要道路については、国・県・市の3つの管理主体の合意を得て統一基準で整備されることは非常に良いことである。管理主体が変わると物が変わることは良くあることである。

○曾根委員長

他に意見がなければ議事（2）に入る。議事（2）の「平成20年度景観推進事業について」（報告）とありますが、事務局より説明をしてください。

○事務局（平井）

資料2に基づいて説明。

○曾根委員長

ただいまの事務局の説明に対し、意見、質問があればどうぞ。

○住岡委員

花いっぱい推進事業について伺いたい。京急汐入駅を出て国道に出ると「芝桜」があるが、今年は、まばらにしか咲かなかった。きれいに咲くと街が活気あふれているように感じる。そこで、花壇の手入れをボランティアに行なってもらい、きれいにしてもらってはどうか。また、ボランティアへの呼びかけはどのような方法で行なっているか。

○事務局（平井）

ご指摘をいただいた場所は、景観重要道路の路線内である。管理者の国道事務所に申し伝える。

本紙におけるボランティアへの呼びかけは、主に、広報紙、ポスター、口コミで行なっている。今年度からホームページを開設する予定である。

○住岡委員

例えば、母親クラブの方々にもボランティア活動をしてもらってはどうか。

○事務局（丸茂）

景観推進課では、種から花苗を育てる「花づくりで繋ぐ世代交流のまちづくり事業」を行なっているが、用地が足りない状況で、用地の確保に苦慮している。

○住岡委員

林や武地区にも道路沿いにも花壇があるが、手入れが行き届かずに荒れている。市外からのお客さんも多いので手入れをすると良い。

○事務局（平井）

神奈川県横須賀土木事務所管内の国道134号は、県が景観重要道路に位置づけたいとの情報があるので、会議等打合せの場で申し伝える

○加藤委員

建築確認申請を伴わない、建物の塗り替えなどについて、建物の色彩指導方法について伺いたい。

○事務局（平井）

大規模な建築物は、景観法が施行されて届出義務になったが、市職員が足場の設置を見かけた際に、景観法に基づく届出手続きについて説明しているのが現状である。また、必要に応じ、色彩相談に誘導し、アドバイスも行なっている。また、周知活動では、よこすか都市景観協議会にも協力をお願いしている。

○曾根委員長

建築確認申請を伴わない、団地や工場のような、大規模な建物の色彩の変更などは景観に重大な影響を与えるので、行政は積極的に取り組んでもらいたい。

国吉委員の経験で横浜市の事例や方策がないか伺いたい。

○国吉委員

現在の景観法のシステムで事務を進めると、色彩基準の届出を全てについて行なうと膨大な業務量となり、負担がかなり増すと思う。

市内全域で同じ色彩基準では、横須賀は変化特色がない街に育ってしまう。全市同じにするのではなく、個性的な街にしようとして苦勞されながら頑張っている地区は地域の特性を反映したもった色彩ルールを作って景観計画に位置づけていくと良いのではないか。

○小林委員

景観重要樹木について、どのような状況か教えてほしい。

○事務局（平井）

選定の理由と候補案について第6回審議会で見解を伺い、小中学校33校を選考している状況である。本年度は33校の中から絞り込み等を行ない、具体的な指定に向けて進めたい。

○小林委員

選定の評価基準を作る必要がある。

○富澤委員

景観重要建造物の指定は、どのような状況か

○事務局（平井）

選考候補はないが、よこすか景観賞の表彰を受けた建造物などは、景観重要建造物の指定候補になると考える。

○富沢委員

景観重要建造物については、街並みの連続性を考えると、一棟だけでなく、周辺の街並と一体で指定することも検討してもらいたい。一棟だけで良好な景観が形成できるのか疑問である。

○事務局（平井）

景観法は、景観重要樹木は一本ごと、景観重要建造物についても一棟ごとに指定することと定められている。建造物を指定して、その建物を核とした周辺の街並み整備に発展させていくものとする。

○曾根委員長

最近、歴史的建造物を再生という概念を取り込み、単純に建物を残すだけの保存よりも、昔の面影を上手に残しながら、建物を活用しながら保存する方が良いのではないかと。

完全な形で建物を保存していくことは、所有者の負担も大きく、受け入れづらいのではないかと。

○吉田委員

景観法でそれを誘導していくことはできるのか

○国吉委員

景観重要公共建造物を上手に活用していくことで、街の活性化が期待できる。これからの行政の施策が大切となる。国の都市再生事業でも歴史的な資産を上手に活用し、新しい街の活動が残るようなモデル地区を推薦している。これからの街の活性化をすすめるための戦略の一つである。

○事務局（平井）

具体的な活用については審議会委員の意見、アドバイスをいただき進めていきたい。

○曾根委員長

他に意見がなければ議事（３）に入る。では議事（３）の説明を事務局どうぞ。

○事務局（平井主査）

それでは議事（３）「横須賀市景観条例の見直し」に入る前に、本日の審議会では２案件諮問事項となる。１件目は横須賀市景観条例の見直しについて、横須賀市景観計画の変更について諮問させていただく。

ではここで景観推進課長より諮問書をお渡しします。

議事（３）「横須賀市景観条例の見直し」について、事務局（土屋）からご説明させていただきます。

○事務局（土屋）

資料３に基づき、「景観条例の見直し」について説明。

○曾根委員長

市民に景観施策を行なっていることを知ってもらうことが非常に重要である。行政には、知ってもらう工夫をすることが必要である。

○事務局（丸茂）

現在の状況では、市民が情報公開請求しないと行政は情報公開できない仕組みである。行政側から積極的に情報公開する方法が何かないか、委員の皆様から意見を伺いたい。

○諏訪委員

情報公開をする、しないの前に、今まで建物の塗替えの指導をしていることも知らなかった。まず、指導を行なっていることをPRすることが必要である。

○事務局（丸茂）

景観法により、建築行為等の届出が工事着手の３０日前に届出されるが、その時点で計画はあらかじめ決まっており、設計変更をしてもらうことは困難で、設計変更に応じてもらえない場合にも罰則はないため、なかなか言うことを聞いてもらえない状況である。

○国吉委員

横浜市では、大きく二つのエリア分けがされている。１つは市が景観上重要と考えるエリアで、要綱で定め、地区ごとのガイドラインが一般に公開され、事前協議を行なってきた。これは景観法ができる前から運用されてきたもので、事業者、設計者の９割方は協議に来ている。現在、本年４月から、その一部は要綱ではなくて景観法や条例にもとづく運用となっている。もう一つは、それ以外のルールがない区域である。ルールがある地域は

積極的な景観指導が可能であるが、ルールのない区域では、何も出来ていない状況である。但し、精神的苦痛を感じるようなルール違反の行為は、景観とは別の視点からも制限するような制度整備が必要である。

○吉田委員

要綱では彩度基準を設けているため、皆が知っていれば効果があるが、現実には知らない人が多い。横浜の本郷台の住宅地では、街の人々が自主的に色彩基準を作ろうとする活動をしており、市が支援を行なっている。活動を行なうことの意義が大きい。そして、その活動が広報誌等に掲載され色彩の大切さが広報される

また、色彩相談に来る人は、色彩についてかなり理解されていて、レベルが高くなってきたように感じる。それ以外の人に常識的なことをもっと広報すると良い。上越市では、市民委員が公募で集まり、2年に1度景観広報誌を作っている。制限するだけではだめで、広報が大切である。

○小林委員

建築士、建築家、ハウスメーカーなど実務に携わる人達の意識の向上と市民の協力が必要である。

○富澤委員

30日間の工事着手制限は短いと思う。建築基準法が変わり建築士が建築確認を取ることが大変な中で、建築計画が決まってから変更することは大変である。時間に余裕が必要である。

また、マンションの大規模修繕などで塗替えなど、市外の業者が行なう場合など業者は知っているのか。

○事務局（丸茂）

届出手続きの30日は事務処理の時間である。色彩等の誘導を行なう時間を考えると30日間では難しい。

○事務局（平井）

啓発活動は、よこすか都市景観協議会に加盟している塗装組合、建設業関連団体などの協力を得て実施しているが、すべての事業者にも周知理解されてはいないようだ。

法として、手続き期間30日が定められているので、届出がされて30日が過ぎれば、施工者は着手できるシステムである。事前に情報を発信していくことが重要である。

○国吉委員

横浜市では条例を作るとき、外部の先生方から、欧米のデザインレビューに倣い、公開審査を取り入れて欲しいとの意見がある。審議会で重要案件を審議する場合、一般市民が審議内容を傍聴できるようにしている。

○小林委員

悪質な事例は、名前を公開しても良いのではないか。

○曾根委員長

横須賀市の豊かな地形特性が分かるような模型を造ってもらいたい。模型を使いながら議論すると、市民にも説明がしやすい。

○富澤委員

景観づくりの理念、地域にふさわしい魅力的な街並みを育むこと。について伺いたい。商業地域に相応しい街並みについて、市はどのように考えているか。

○事務局（平井）

都市計画課が中心市街地のあるべき姿について指針等を持っているが、景観では特にない。屋外広告物条例と併せ政策展開している。商業エリアについては事業者、市民または市が、それぞれの立場で事業や施策を実施している状況である。

○事務局（丸茂）

横須賀中央駅付近で再開発計画を行なう予定があるが、事業の採算性が優先されるため、景観だけで話を進めることができない。

○富澤委員

景観に限らず、横須賀市が街並みの形成についてどのように考えているのか、また、どのようにしたいのか方針が見えてこない。

防災工事などで出来るコンクリートの壁面について景観的にどう思うか伺いたい。

○事務局（平井）

景観論だけで話をすれば、自然の地形を活かした安全な法面を残して欲しいと考える。横須賀は固い岩盤の崖が多く、崖にコンクリートを吹き付けて風化を防止すれば安価で安全な状況が担保できるが、都市部として海から見える法面に無機質なコンクリート壁が見えることは景観上問題があるので可能な限り、緑化による修景を行なってもらいたいと考える。

○曾根委員長

議事（3）については、景観条例の見直し過程について今後、検討するという事によるしいか。

○事務局（平井）

その都度、専門部会で意見を伺いながら9月までに答申案をまとめたい。

○曾根委員長

他に意見がなければ議事（4）に入る。

議事（４）「景観計画の変更について」の説明をしてください。

○事務局（土屋）

資料４に基づいて説明。

- ・景観計画の変更について、新たな地区の追加。
- ・景観推進地区を指定して、景観条例に載せていく。
- ・８月にパブリックコメントを実施。
- ・１０月に都市計画審議会からの意見。

○曾根委員長

１．８haの土地に１事業者で行なうものか。また建売なのか分譲なのか。また、建築様式などを指定することまで可能なのか。

○事務局（平井）

建築条件付きの土地分譲で、街づくりガイドライン付きでの販売を行なう。

○曾根委員長

事業者が市と立派な景観推進地区を造るべく市と相談するが、施主各々が後に建築するということか

○事務局（平井）

そのために、地区指定を行なう。

○加藤委員

開発の許可済とのことであるが、内容について説明を願いたい。
堀の内駅プラットホームから急傾斜の崖が良く見える。どのように処理されるのか気になる。

○曾根委員長

景観審議会では、横から見える法面は非常に重要な景観的要素を含むため、上物の建築物の見え方より大切な問題として扱うべきである。

○事務局（平井）

専門部会からも指摘を受け、周辺からの見え方に工夫するよう事業者に伝えたが良い回答は得ていない。しかし、住民の発意で作られたガイドラインではないものの、販売後の塗替えや建替えの際にも、街並みが維持できるよう推進地区に指定することで、市は参加していきたい。

○諏訪委員

事業の完了時は、開発地の周囲を緑の森で囲むくらいのことが必要である。周辺の緑を

残すとイメージは違う。緑をもっと前面に押し付けて欲しい。

○富澤委員

ストリートツリーの樹種は、既存の樹木を活かしているとは思えない。海と緑のまちとしては具体性を感じ取れない。最終的に山を1つ切り崩し、価値ある住宅街を後世に残すのであれば事前調査をきちんと行ない、それらを活かした街づくりを行なうべきである。

○小林委員

開発行為の手続きが進んだ後に景観について問われても何も言うことは出来ない。

○諏訪委員

ストリートツリーの樹種は、横須賀市の植生とは異なるものである。既存の樹木として扱うことは誤りである。どのように選択したのか。また、樹種の特徴はどのようなものか。

○事務局（平井）

事業者は通りごとに樹種のイメージを決めた街並みデザインを行ない商品化した。その際、価格が安価で丈夫で管理が容易なもの、季節には花が咲くものを選考したと聞いている。

緑地協定を結ぶ際に緑比率はきめたが、樹種は決められないので、景観でそのイメージを維持することを引継ぐこととした。

○曾根委員長

景観を考えるにあたり、外部（周囲）から見える景観を大切にしてもらいたい。

○諏訪委員

直擁壁にはツタ等でコンクリートが見えないように配慮をしてもらいたい。

○富澤委員

横須賀らしい景観、横須賀らしい街づくり、緑と海をメインにするならば、市は街をどのようにしていきたいのか方策を強く打ち出し、市民に伝えてもらいたい。

○曾根委員長

傾斜地の緑地は景観上非常に重要である。市は斜面緑地を保護する姿勢を示して欲しい。

○諏訪委員

斜面緑地は階段状の法地にして、踊り場の幅が1mもあれば、5～6年程度で周囲を立派な木々で覆うことが可能である。

○曾根委員長

他に意見、質問があればどうぞ。

それでは、今後、専門的な幅広い見地から検討していくということによろしいか。

○吉田委員

説明にあった推進地区建築物の色彩基準5 Yから10 Yは誤りで、正しくは10 Y Rから5 Yである。

○事務局（平井）

確認する。

○富澤委員

色彩計画は事業者の同意を得たものか。

○事務局（平井）

色彩計画は吉田委員にアドバイスをいただいたもので、それを基に事業者が外壁の見本も製作し同意している。

○曾根委員長

審議会の意見としては、今後、専門部会の委員に審議をお願いすることと、周辺の住民に対して景観的配慮をしてもらうこととしたい。

他に意見がないようなので次の議事に進む。

では、議事（5）「平成19年度景観条例・景観法の運用状況について」事務局から説明してください。

○事務局（平井）

（資料5参照）

「景観条例及び景観法の運用状況」については資料5となる。

○曾根委員長

ただいまの事務局の説明に対し、意見、質問があればどうぞ。

○曾根委員長

他に意見がないようなので次の議事に進む。

（議事（6）（7））は非公開。

○曾根委員長

ただいまの事務局の説明に対し、意見、質問があればどうぞ。

他に意見がないようなので本日の審議会はこれで終了する。